

春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、援護又は介護等が必要な高齢者を介護する者が社会的な理由により急に介護が困難となった場合又は高齢者が一時的に居宅での生活が困難となった場合に、短期入所施設等又は養護老人ホームに宿泊することにより、介護者の不安を解消するとともに、高齢者の健全な社会生活の継続を支援するため、高齢者生活支援ショートステイ事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者であって、介護者(事業の対象者と同一世帯の家族(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第1項の要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者を除く。)をいう。次号において同じ。)の疾病、事故、失踪等により急に介護が困難になったと市長が認めるもの
ア 法第19条第1項に定める要介護認定を受けた者(次号において「要介護認定者」という。)又は同条第2項に定める要支援認定を受けた者(次号及び第9条において「要支援認定者」という。)
イ アに掲げる者を除いたおおむね65歳以上の居宅において援護を要する者
- (2) 市内に住所を有する要介護認定者又は要支援認定者であって、介護者の負担軽減が必要と市長が認めるもの
- (3) 市内に居住するおおむね65歳以上の自立した者で、一時的に居宅での生活が困難になったと市長が認めるもの

(利用施設)

第3条 前条第1号ア及び第2号に掲げる者が利用する施設は、法第41条に定める指定居宅サービス事業者が設置する短期入所施設等（法第8条第9項に定める短期入所生活介護、同条第10項に定める短期入所療養介護、法第8条の2第7項に定める介護予防短期入所生活介護及び同条第8項に定める介護予防短期入所療養介護を行う施設をいう。以下同じ。）とする。

2 前条第1号イ又は第3号に掲げる者が利用する施設は、養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に定める養護老人ホームをいう。第10条において同じ。）とする。

(利用期間)

第4条 この事業の利用の期間は、原則として1回につき7日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、延長することができる。

(利用の手続)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者生活支援ショートステイ事業利用・補助金交付申請書（第1号様式）を利用日の2週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要すると市長が認める場合は、この限りでない。

2 申請者の介護者は、前項の申請の際に申請者を介護していることを市長に届け出なければならない。

3 市長は、同条第1項の申請書に加え、必要に応じて医師の健康診断書、事業を利用することとなった事由の証明書類、サービス利用票（兼居宅サービス計画）及びサービス利用票別票の提出を求めることがある。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容を審査した上で、その申請に係る利用の要否、利用の期間及び実施施設の決定を行うものとする。

2 市長は、事業の利用を適当と認めたときは、高齢者生活支援ショートステイ事業利用（延長）・補助金交付決定通知書（第2号様式）により速やかに申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

3 市長は、事業の利用を適当でないとしたときは、高齢者生活支援ショートステイ事業申出（延長）却下通知書（第3号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

（利用期間の延長）

第7条 前条第2項の利用の決定を受けた者が第4条に規定する利用期間の延長を希望するときは、高齢者生活支援ショートステイ事業利用延長申請書（第4号様式）に延長が必要と判断できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに延長の可否を決定し、高齢者生活支援ショートステイ事業利用（延長）決定通知書又は高齢者生活支援ショートステイ事業申出（延長）却下通知書により前項の者に通知するものとする。

（利用の解除）

第8条 市長は、第6条第2項及び第7条第2項の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことがある。

- (1) 利用期間満了前に退所したとき。
- (2) 疾病、負傷等により治療が必要となったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。
- (4) その他やむを得ない事情により利用の開始又は継続が困難なとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、高齢者生活支援ショートステイ事業利用（延長）解除通知書（第5号様式）により利用者に通知する。

(補助金)

第9条 市長は、第3条第1項の施設を利用する者に対し、利用費用のうち法第41条第1項の居宅介護サービス費（要支援認定者にあつては、法第53条第1項の介護予防サービス費）に相当する額について、次の各号に掲げる当該者の法49条の2（要支援認定者にあつては、法第59条の2）に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この項において「政令」という。）で定めるところにより算定した所得の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合に相当する額を補助金として交付する。

- (1) 政令第22条の2第3項に定める額（要支援認定者にあつては、政令第29条の2第2項に定める額。次号において同じ。）未満の額 100分の90
- (2) 政令第22条の2第3項に定める額以上政令第22条の2第6項に定める額（要支援認定者にあつては、政令第29条の2第5項に定める額。次号において同じ。）未満の額 100分の80
- (3) 政令第22条の2第6項に定める額以上の額 100分の70

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は、法の規定による介護給付又は介護予防給付その他の法令に基づく給付のうち補助金に相当するものを受け、又は利用することができるときは、その限度において、行わない。

3 第1項の補助を受ける者は、補助金の請求及び受領について、利用施設にその権限を委任するものとする。

(手数料)

第10条 養護老人ホームを利用する者は、春日井市手数料条例(平成12年春日井市条例第5号)に定める手数料を支払わなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降の利用の申請に係るものから適用し、同日前の利用の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降の利用の申請に係るものから適用し、同日前の利用の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以降の利用の申請に係るものから適用し、同日前の利用の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

高齢者生活支援ショートステイ事業利用・補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱に基づくショートステイの利用を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (対象者)	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所				
	要介護状態区分等		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
家族構成等	氏名	続柄	年齢	備考	
利用の理由		1 介護者の疾病・葬儀・事故・災害 その他 () 2 介護者の負担軽減 3 一時的に居宅での生活が困難			
利用希望施設					
希望する利用期間		年 月 日から 年 月 日まで			

上記対象者を同一世帯の家族の中で、主に介護をしていることを届け出ます。

介護者 _____

私は、高齢者生活支援ショートステイ事業に係る補助金の請求及び受領に関することを利用施設に委任し、本申請の可否を審査するため市が要介護認定等を確認することに同意します。

氏名 (自署) _____

様

高齢者生活支援ショートステイ事業利用（延長）・補助金交付決定通知書

春日井市長

年 月 日付けで申し出のあった春日井市生活支援ショートステイについて、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
利用施設	施設名	
	所在地	
利用理由		
費用		

第3号様式（第6条、第8条関係）

第 号
年 月 日

高齢者生活支援ショートステイ事業申出（延長）却下通知書

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申請のありました高齢者生活支援ショートステイの利用について次の理由により却下します。

- 1 対象者
住所
氏名
- 2 却下理由

第4号様式（第7条関係）

高齢者生活支援ショートステイ事業利用延長申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱に基づくショートステイの利用の延長を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (対象者)	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所				
	要介護状態 区分等		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長理由					
利用施設					
決定利用期間		年 月 日から 年 月 日まで			
延長希望期間		年 月 日から 年 月 日まで			

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高齢者生活支援ショートステイ事業利用（延長）解除通知書

様

春日井市長

年 月 日付けで決定しました高齢者生活支援ショートステイの利用について次の理由により解除します。

- 1 対象者
住所
氏名
- 2 解除理由
- 3 解除年月日
年 月 日